日 下 委 員（公明党）

平成 24 年 3 月 9 日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）家庭教育支援アドバイザーの配置について

来年度，県教育委員会では，虐待や貧困などの問題を抱えている児童生徒の自宅を訪問し，必要に応じて福祉等の関係機関と連携・調整する，家庭教育支援アドバイザーを配置し，専門家のきめ細かい対応により，生徒指導上の諸課題を解決するとともに，県全体の学力向上を目指すこととしている。県は，不登校の割合も全国平均より，依然として高いままであるが，児童生徒一人一人に対して，教師を含め複数の目で見つめ，育んでいくことが極めて大切である。学校内での「教育と福祉の連携」という視点は，今後もますます重要になると思われる。

この家庭教育支援アドバイザーを置くに至った経緯とねらいについて，所見を教育長に伺う。

（答）

本県では，これまで，児童生徒の学力向上に取り組んできたところでございますが，更なる向上を図るためには，家庭における学習習慣の定着が課題であると考えております。

学習習慣が定着していない原因は多岐にわたっておりますが，家庭が抱える様々な問題によって，落ち着いて学習ができる環境が十分に整っていない場合がございます。

そのような場合には，学校の力だけでは対応することが困難であることから，福祉に関する専門的な知識や技術を有し，学習環境に課題のある家庭への支援を主な職務とする家庭教育支援アドバイザーを配置することとしております。

この家庭教育支援アドバイザーが，こども家庭センター等の関係機関との連携や調整を行うとともに，家庭への直接的な働きかけを行うことで，学習環境が改善され，児童生徒の学力の向上が図られるものと考えております。